

中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の  
一部を変更する協定書

松江市・米子市・境港市

中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

松江市（以下「甲」という。）及び米子市（以下「乙」という。）並びに境港市（以下「丙」という。）は、甲及び乙並びに丙が平成 21 年 10 月 7 日に締結した中海圏域の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄に掲げる規定で変更後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、変更後欄に掲げる規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

変更後	変更前
<p>（連携して取り組む政策分野及びその内容並びに役割分担）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1) 生活機能の強化に係る政策分野</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 教育</p> <p>ア 体育・文化施設利用による住民交流の促進</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 丙の役割</p> <p>丙は、<u>「境港市民交流センター」</u>等の体育・文化施設について、市外料金区分を設けない。また、新たに施設を設置する場合においても、市外料金区分を設けない。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>④ 産業振興</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 環日本海定期貨客船の<u>運航</u> _____支援</p>	<p>（連携して取り組む政策分野及びその内容並びに役割分担）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1) 生活機能の強化に係る政策分野</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 教育</p> <p>ア 体育・文化施設利用による住民交流の促進</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 丙の役割</p> <p>丙は、<u>「境港市民会館」</u> _____等の体育・文化施設について、市外料金区分を設けない。また、新たに施設を設置する場合においても、市外料金区分を設けない。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>④ 産業振興</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 環日本海定期貨客船の<u>安定運航</u>に _____に向けた支援</p>

(ア) 取組の内容

東アジアに対する西日本の玄関口として、人的・物的交流を促進し、競争力を高めるため、重要港湾である境港と対岸諸国を結ぶ環日本海定期貨客船の運航にあたり、連携して支援する。

(イ) 甲及び乙の役割

甲及び乙は、関係団体と連携して、環日本海定期貨客船の利用促進など、必要な支援を行う。

(ウ) 丙の役割

丙は、環日本海定期貨客船の寄港地であることを踏まえ、「人や物」を始め、文化・スポーツなど幅広い交流を促進するとともに、当該航路の競争力を高めるため、甲及び乙並びに関係団体と連携し、当該貨客船の運航に必要な支援を行う。

エ 境港及び米子鬼太郎空港の機能強化及び利用促進

(ア) 取組の内容

東アジアに対する西日本の玄関口として、人的・物的交流を促進し、競争力を高めるため、重要港湾である境港及び米子鬼太郎空港の機能強化及び利用促進について必要な事業を実施する。

(ア) 取組の内容

北東アジアに対する西日本の玄関口として、人的・物的交流を促進し、競争力を高めるため、重要港湾である境港と、韓国(東海)、ロシア(ウラジオストク)を結ぶ環日本海定期貨客船の安定運航に向け、連携して支援する。

(イ) 甲及び乙の役割

甲及び乙は、関係団体と連携して、環日本海定期貨客船の利用促進を始め、安定運航に向け必要な支援を行う。

(ウ) 丙の役割

丙は、環日本海定期貨客船の寄港地であることを踏まえ、「人や物」を始め、文化・スポーツなど幅広い交流を促進するとともに、当該航路の競争力を高めるため、甲及び乙並びに関係団体と連携し、当該貨客船の安定運航に向け必要な支援を行う。

エ 境港及び米子鬼太郎空港の機能強化及び利用促進

(ア) 取組の内容

北東アジアに対する西日本の玄関口として、人的・物的交流を促進し、競争力を高めるため、重要港湾である境港及び滑走路2500メートルの米子鬼太郎空港の機能強化及び利用促進について必要な事業を実施する。

(イ)・(ウ) 略

オ・カ 略

キ 起業・創業等の支援

(ア) 取組の内容

圏域の地域資源や強みを活かした新産業創出に向けて、起業・創業の支援の充実を図る。

(イ) 甲の役割

甲は、起業・創業等を促進するため、産官学金によるネットワークを構築し、機運醸成や新規事業の立上げ等に係る支援を実施する。

(ウ) 乙の役割

乙は、起業・創業等を促進するため、機運醸成や新規事業の立上げ等に係る支援を実施する。

(エ) 丙の役割

丙は、甲及び乙と連携し、起業・創業等を促進するため、機運醸成や新規事業の立上げ等に係る支援を実施する。

⑤ その他

ア・イ 略

ウ 大学等との連携の推進

(ア) 略

(イ) 甲及び乙の役割

甲及び乙は、「島根大学」、「鳥取大学医学部」等と連携し、医療・介護関連及び産官学連携による新産業創出に係る事業等

(イ)・(ウ) 略

オ・カ 略

⑤ その他

ア・イ 略

ウ 大学等との連携の推進

(ア) 略

(イ) 甲及び乙の役割

甲及び乙は、「島根大学」、「鳥取大学医学部」等と連携している「サタデースクール」への学生派遣、「認知症予防教室」等の

\_\_\_\_\_を推進する。

(ウ) 略

エ・オ 略

カ 再生可能エネルギーの利用促進

(ア) 取組の内容

各地域の特性を活かしなが  
ら、再生可能エネルギーの利用  
を促進することで循環型社会を  
構築し、地球温暖化抑制に寄与  
する取組を推進する。

(イ) 甲及び乙の役割

a 甲及び乙は、脱炭素社会の実  
現に向けて、風力、バイオマス、  
太陽光等の地域資源を活用した  
再生可能エネルギーの利用及び  
関連産業の成長を促す。

b 甲及び乙は、脱炭素及び再生  
可能エネルギーの利用促進に向  
けた、圏域内住民への普及啓発  
活動等の情報発信を行う。

(ウ) 丙の役割

a 丙は、甲及び乙と連携して、  
脱炭素社会の実現に向けて、風  
力、バイオマス、太陽光等の地  
域資源を活用した再生可能エネ  
ルギーの利用及び関連産業の成  
長を促す。

b 丙は、甲及び乙と連携して、  
脱炭素及び再生可能エネルギー  
の利用促進に向けた、圏域内住  
民への普及啓発活動等の情報発  
信を行う。

事業を推進する。

(ウ) 略

エ・オ 略

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

①・② 略

③ その他

ア～ウ 略

エ 定住の推進

(ア) 取組の内容

a 晩婚化・未婚化への対策として、圏域一体で出会いの場を創出し、圏域内への定住の推進を図る。

b 圏域の暮らしやすさや魅力を幅広く発信するとともに、関係人口の創出を図り、移住・定住の促進を図る。

(イ) 甲及び乙の役割

a 甲及び乙は、丙及び関係団体等と連携し、圏域の出会いの場の創出のための事業の企画・運営を行う。

b 甲及び乙は、丙と連携し、圏域の移住・定住の促進に向けて、ホームページ、パンフレット等による情報発信を行う。

(ウ) 丙の役割

a 丙は、甲及び乙並びに関係団体等と連携し、圏域の出会いの場の創出のための事業の運営を行う。

b 丙は、甲及び乙と連携し、圏域の移住・定住の促進に向けて、ホームページ、パンフレット等

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

①・② 略

③ その他

ア～ウ 略

エ 定住の推進

(ア) 取組の内容

— 晩婚化・未婚化への対策として、圏域一体で出会いの場を創出し、圏域内への定住の推進を図る。

(イ) 甲及び乙の役割

— 甲及び乙は、丙及び関係団体等と連携し、圏域の出会いの場の創出のための事業の企画・運営を行う。

(ウ) 丙の役割

— 丙は、甲及び乙並びに関係団体等と連携し、圏域の出会いの場の創出のための事業の運営を行う。

による情報発信を行う。

(3) 略

(3) 略

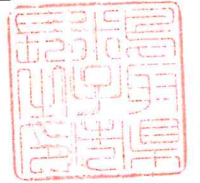
この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和6年1月9日

甲 島根県松江市末次町 86 番地  
松江市  
松江市長 上 定 昭 仁



乙 鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地  
米子市  
米子市長 伊 木 隆 司



丙 鳥取県境港市上道町 3000 番地  
境港市  
境港市長 伊 達 憲 太 郎



